

消費税関係について

今回の税制改正大綱では、令和5年10月1日から開始する適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、負担軽減措置が講じられました。以下では、その負担軽減措置の内容を見ていきます。

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)

01 内容

納付税額を、売上税額の2割とすることが可能になりました。
適用を受ける場合、申告書にその旨を付記する必要がありますが、事前の届出は不要で、継続適用要件もありません。

02 適用対象者

インボイス発行事業者の登録をしなければ課税事業者にならなかった者が対象です。

そのため、例えば下記により課税事業者となっている場合は対象外となります。

- ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円以上となっている
- ・ 特定期間における課税売上高が1,000万円以上となっている
- ・ 調整対象固定資産や高額特定資産の取得に伴う3年縛りの適用を受けている
- ・ 相続や承継、新設があった場合の納税義務の免除の特例を受けている

なお、課税事業者選択届出書を提出して令和5年10月1日前から引き続き課税事業者となっている場合には適用できないとされていますが、救済措置も設けられています。

03 適用対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日を含む各課税期間

04 簡易課税制度への移行措置

2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用できるとされました。

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

01 内容

課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、仕入税額控除ができるようになりました。

02 適用対象者

基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者が適用対象となります。
また、建物売却などの急激な課税売上の変動等にも対応できるよう、特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者も、適用対象となります。

03 適用対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間の課税仕入れについて適用されます。

少額な返還インボイスの交付義務免除

01 内容

税込価額1万円未満の値引きや返品などについて、返還インボイスの交付義務が免除されます。

02 適用対象者

全ての事業者が対象になっています。

03 適用対象期間

適用期限は設けられておらず、恒久的な措置として位置づけられています。



登録制度の見直しと手続きの柔軟化

登録制度について、次の見直しが行われます。

(02～04については、インボイス制度開始後から適用されるものです)

01 制度開始時から登録を受ける場合の手続きの緩和

現行では、令和5年10月1日から登録を受けようとする場合の申請期限は令和5年3月31日とされており、4月以降に提出する場合には、「期限までに申請することが困難な事情」の記載が必要とされていました。
今回の改正では、その「困難な事情」の記載が不要とされました。

02 登録期限の見直し

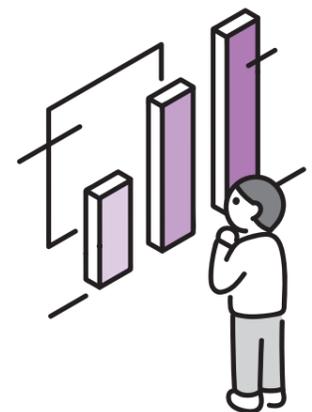
免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出することとされました。

03 取消し期限の見直し

適格請求書発行事業者が翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出することとされました。

04 課税期間の途中から登録を受ける場合(経過措置)の見直し

令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとされました。この場合、記載した登録希望日後に登録がされたときは、その登録希望日に登録を受けたものとみなされます。



以上、今回の改正内容を見てきました。各種の負担軽減措置が盛り込まれ、令和5年4月1日以後に登録申請書を提出した場合でも、これまでと同じ手続きで制度開始に間に合うようになりました。
ただし、登録通知がなされるまでは一定期間が必要となりますので、国税庁が公表している通知までの目安期間を参照しながら、登録の検討・申請書提出を進めていきたいところです。